

アメリカ合衆国モンタナ州の特殊教育の現状と今後の検討課題

古田 弘子

Special Education in the State of Montana, the United States of America : Problems and Future Areas for Research

Hiroko FURUTA

(Received October 3, 2005)

The purpose of this study is to clarify the present situation of special education in the state of Montana, the United States of America and identify some contemporary problems. First, the outline of students who receive special education in Montana was described based mainly on the Special Education Annual Report published by the Montana Office of Public Instruction in 2004. Secondly, the incidence of over-representation of American Indian students in special education, and the difficulty in finding specialists, including teachers were described. Finally, future areas for research were suggested.

Key words : Montana, the United States, Over-representation, American Indian, Recruiting Qualified Personnel

1. はじめに

アメリカ合衆国は、「サラダ・ボール」という表現に示されるように民族的・文化的に多様であるとともに、山岳地帯や砂漠から大都市まで地理的にも多様な国である。

アメリカ合衆国の特殊教育は、1975年に成立した全障害児教育法 (Education of All Handicapped Children Act) に則り、「最小制約環境 (least restrictive environment)」の条項により、可能な限り通常の教育環境において障害児に対応する形で特殊教育が行われている。なお全障害児教育法は1990年以降名称変更し、障害のある個人の教育法 (Individuals with Disabilities Education Act: IDEA) と呼ばれる。

アメリカ合衆国では連邦政府からの資金提供を受けながらも、各州政府が教育制度についての権限を有するため教育の実態は州により少しずつ異なる。前述したように多様性をその大きな特徴とする国の特殊教育の実情を把握するためには、特定の州に焦点をあてその中での実態を見ていくのがひとつの有効な方法であると思われる。

吉利・フィリップス (2003) はハワイ州の公立学校における障害児の支援システムに焦点をあて、河相 (2005) はヒスパニック・ラティーノ系住民の多いカリフォルニア州南部の現状についてそれぞれ報告している。

本稿では、アメリカ合衆国の北西部に位置するモンタナ州の特殊教育の現状及び問題点を明らかにするとともに、今後の検討課題を提示したい。

モンタナ州は面積が約380万平方キロメートルと日本とほぼ同じ広さであり、山岳地帯である西部、および平坦な穀倉地帯である中部・東部に分けられる。一方、人口は州全体で90万人余りと少なく、人口密度はアラスカ州、ワイオミング州について全米で3番目に低い。モンタナ州は歴史上のいわゆる西部開拓の地であり、主要産業は農業である。

本稿では、モンタナ州政府が発行する特殊教育に関する報告書を基礎資料としながら、筆者による関係機関見学及び関係者への面談調査から得られた資料により補足を行う。

2. モンタナ州の特殊教育

(1) 特殊教育を受ける生徒の概要

モンタナ州政府発行の「特殊教育に関する年次報告書 (McCulloch, 2004)」によれば、過去10年間モンタナ州で特殊教育を受けている生徒 (IDEAに記された3歳から18歳までの生徒、及び学区が受け入れている場合19歳から21歳までの生徒も含まれる) の割合は、総生徒数 (1年制の幼稚園から1~12年生まで) が減少する中で増加している。具体的には、モンタナ州内で特殊教育を受ける生徒の割合は1992-1993

年度が総生徒数の11.4%であったのに対し、2002-2003年度では12.8%と増加傾向にある。

上記年次報告書では増加の原因について明示はせず、IDEAの障害カテゴリーにおける自閉症 (Autism) の生徒が近年増加している点、1990年代初頭にADHD (注意欠陥・多動性障害) がIDEAの障害カテゴリーの「その他の健康障害 (Other Health Impairment)」に分類されるようになってから、このカテゴリーの生徒も増加しているという2点を指摘するにとどまっている。

表1. 特殊教育を受ける生徒の障害カテゴリー別割合 (2002-2003年度)

障害カテゴリー	人数 (人)	割合 (%)
学習障害 Learning Disability	9613	49.9
言語障害 Speech-Language Impairment	4237	22.0
その他の健康障害 Other Health Impairment	1356	7.0
知的障害 Cognitive Delay	1152	6.0
情緒障害 Emotional Disturbance	1012	5.2
障害のある幼児* Child with Disabilities	707	3.7
重複障害 Multiple Disabilities	539	2.8
自閉症 Autism	242	1.3
聴覚障害 Hearing Impairment	132	0.7
肢体不自由 Orthopedic Impairment	81	0.4
外傷性脳損傷 Traumatic Brain Injury	72	0.4
視覚障害 Visual Impairment	65	0.3
聾 Deafness	54	0.3
盲・聾の重複 Deaf-Blindness	7	(0.03)
計	19269	100

*3歳から5歳 (Montana Office of Public Instruction, 2004).
出所: McCulloch (2004)

モンタナ州において特殊教育を受ける生徒の割合は、アメリカ合衆国の他の州と比較するとどのよう位置づけられるのか。「IDEAの実施に関する第24回議会年次報告書 (Twenty Fourth Annual Report to Congress on the Implementation of the Individuals with Disabilities Education Act)」(2002)によれば、2001-2002年度にモンタナ州において特殊教育を受ける生

徒の割合 (12.3%) は合衆国の50州中低い方から数えて10番目に位置づけられる。アメリカ合衆国の各州において特殊教育を受ける生徒の割合には顕著な差がみられ、同年度の最高値はロードアイランド州の19.43%であり最低はカリフォルニア州の10.34%であった。

モンタナ州で特殊教育を受けている生徒についてIDEAの障害カテゴリー別に示したものが表1である。表1から、2002-2003年度にモンタナ州で特殊教育を受ける生徒の内、学習障害 (Learning Disability) と言語障害 (Speech-Language Impairment) を合わせると全体の7割余りを占めることが明らかになった。

(2) 特殊教育を受ける生徒と人種・民族

アメリカ合衆国の子どもの5人に1人は、貧困線以下の生活を強いられていると報告されている (Children's Defense Fund, 2000)。前述したように人種・民族 (race/ethnicity) の多様性はアメリカ合衆国の特徴のひとつであるが、人種・民族にはたとえば貧困問題のような社会・経済的要因が深く関わってくる。

Turnbullら (2004) は、アメリカ合衆国で特殊教育を受ける生徒について人種・民族により分類すると、アフリカ系アメリカ人には、他の4つ (表2に示された人種・民族を指す) の人種・民族と比べて偏りが見られると述べている。すなわち、Turnbullらによれば1998-1999年度に特殊教育を受けている生徒を人種・民族別に比較すると、アフリカ系アメリカ人の場合、彼らが全生徒中に占める割合よりも格段に多くの割合の生徒が特殊教育を受けていた (Turnbull, Turnbull, Shank and Smith, 2004)。

これを、障害カテゴリー別に検討すると、とりわけ、知的障害、3歳から5歳までのプレスクール対象児における発達遅滞 (Developmental Delay)、情緒障害、自閉症において、アフリカ系アメリカ人生徒が彼らの全生徒中の人口比率より多くの割合を占めていた。このような現象は比率過大 (Over-representation)¹⁾ と呼ばれる。IDEAの基本原則である「無償で適切な公教育 (Free Appropriate Public Education)」を提供するという観点から、毎年各州から連邦政府への報告書に含まれる人種・民族の偏り (Disproportionality) という項目の中で点検されている。

モンタナ州には7つのインディアン居留地があり、居留地とそれ以外に12のアメリカ・インディアン (以下、現地での通常の呼称に従いインディアンと記す) 部族が居住する。モンタナ州法では1972年にインディアンの文化的伝統の保護のために教育にインディアン文化を取り入れることが謳われている (第10条)。しかしながら、これまでのところ十分にイン

ディアン文化の教育への導入が進められていないという実状がある。

モンタナ州で特殊教育を受けている生徒（6歳～21歳）の人種・民族別割合は表2に示す通りである。

表2. 特殊教育を受ける生徒の人種・民族構成 (2002-2003年度)

人種・民族	生徒全体に占める割合(%)	特殊教育を受ける生徒中の割合(%)
白人 White	85.4	81.4
アメリカインディアン/ アラスカ先住民 American Indian/Alaskan Native	10.9	14.8
ヒスパニック・ラティーノ Hispanic or Latino	2.0	2.0
黒人・アフリカン Black or African American	0.7	1.0
アジア系または太平洋諸島 先住民 Asian or Pacific Islander	1.1	0.7

出所: McCulloch(2004)

表2に示されたようにインディアンの生徒は全体の約11%を占めているが、特殊教育を受けている生徒の中では15%近い割合を占めていた。また、IDEAの障害カテゴリー別に見てみると、学習障害(17.4%)、知的障害(15.9%)、外傷性脳損傷(15.5%)、情緒障害(13.5%)においてインディアンの生徒の比率過大が見られた。

2003年にモンタナ州では18歳以下の子どもの18.8%が貧困線以下の生活レベルにおかれていた(U.S. Department of Education, 2005)。モンタナ州では白人及びインディアン以外の人種・民族の人口が極端に少ない。その中でとりわけインディアンが直面する厳しい社会・経済状況が特殊教育に映し出されていると考えられる。

貧困に関連した劣悪な地域・家庭環境は、たとえば胎児性アルコール症候群(Fetal Alcohol Syndrome)のように、障害のある子どもを生み出す要因のひとつとなる。一方家族が英語を母国語としない家庭で育つ子どもにはさまざまな教育的ニーズが生じるが、それらが障害カテゴリーと重なる場合も見られるだろう。

特殊教育における人種・民族の比率過大・過小をどう解釈するか、またこの問題へのモンタナ州政府の対応について今後さらに検討を進めたい。

(3) 特殊教育担当教職員に関わる問題

モンタナ州の人口の54.1%は都市部に居住する(2003年)が、それ以外は広大な人口過疎地域の町村

に散らばって住む。モンタナ州では教職員は各公立学校区で募集を行う。一度ある学校に採用された場合、学区内での別の学校への異動の可能性はあるものの、州内の他の学校区との教員の異動・交流は見られない。

2003-2004年度にモンタナ州政府が実施した特殊教育教職員の欠員補充に関する実態調査の結果の一部を整理し、表3に示す(Office of Public Instruction, 2005)。

表3より、特殊教育教員の欠員の26%、スピーチセラピスト(Speech and Language Pathologist: S T)の欠員の45%で応募者が皆無という深刻な事態が見られたことが明らかになった。一方、パラエドクター(Instructional Paraprofessional: I P)²⁾については応募者が皆無であったのは5%であった。

表3. 特殊教育教職員の欠員補充 (2003-2004年度)

	欠員数	総欠員数に占める割合(%)	欠員の補充状況			
			容易	可能	困難	不可能**
教員	133	31.07	5	27	64	37
S T	22	5.14	1	0	11	10
I P	134	31.31	16	93	18	7

** この項目の内容として、「応募者がいない(not applicants)」、「補充が行われない(not filled)」、「緊急な対策をとった(used emergency measures)」があげられている。

出所: McCulloch(2004)

毎年モンタナ州では特殊教育を担当する教職員の多くが離職する。その原因として「特殊教育に関する年次報告書(McCulloch, 2004)」があげているのは、遠隔地であること、書類処理作業とミーティングに追われること、給与の問題(給与額が低い)である³⁾。人口過疎地において有資格の特殊教育教員等の教職員を採用し、彼らにそのポストにとどまってもらうことは容易なことではない。モンタナ州では特殊教育教職員を確保するため、インターン制度等さまざまな方略を駆使し、教員免許規則を事実上緩和することで教職員を確保してきた。

2001年にブッシュ政権による教育改革として、「落ちこぼれを出さない初等中等教育法(No Child Left Behind Act: N C L B)」が成立した。N C L Bでは2005-2006年度までにすべての公立学校の教室に資質の高い教員(Highly Qualified Teachers)を配置するよう求めており、特殊教育もその例外ではない(Council for Exceptional Children, 2005)。特殊教育における教員の資質に関する連邦政府の要求にいかに対応するかは、モンタナ州にとって切羽詰まった問題となっている。

3. 今後の検討課題

これまで、アメリカ合衆国モンタナ州で特殊教育を受ける生徒の概要を報告し、さらにモンタナ州特有の問題としてインディアンの生徒の比率過大、教職員の欠員補充に関して整理・検討を行った。

本稿では、モンタナ州における特殊教育の問題点のいくつかを指摘したにとどまった。今回ふれることができなかった問題について、今後の検討課題としていくつか列挙したい。

- ①モンタナ州の特殊教育プログラムの実態は、都市部、山岳・農村地帯、インディアン居留地で異なっていることが予想される。それぞれの地域における特殊教育プログラムの内容についてさらに詳細に検討することで、全体像を正確に把握する必要がある。
- ②注3に記したように、特殊教育の実態を把握する上でパラエドクターの果たす役割を見逃すことはできない。パラエドクターの実際の業務、研修の実態等について今後さらに明らかにする必要がある。
- ③モンタナ州のような人口過疎州では、聴覚障害等出現率の低い障害カテゴリーの生徒への、質の高い教育の提供が他の州と比較して困難であることが予測される。このような分野の特殊教育の実態について調査・検討する必要がある。
- ④NCLBがモンタナ州のような過疎州にどのような影響を与えるのか、今後さらに州政府の対応や各公立学校区における変化について追跡していく必要がある。

4. おわりに

本稿ではアメリカ合衆国モンタナ州の特殊教育の現状として特殊教育を受ける生徒の概要を示した上で、特殊教育を受ける生徒と人種・民族に関わる問題として比率過大をとりあげ検討した。次に特殊教育担当教職員の欠員補充の困難性に関する問題を検討した。いずれも人口過疎地で多くのインディアン居留地を有するモンタナ州特有の問題であるが、他の多くの州においても共通した問題を抱えていると思われる。

最後に、本稿では取り上げることができなかった今後の検討課題を示した。

謝 辞

本研究を行うにあたり、モンタナ大学ウェスタン分校 (The University of Montana, Western) の Linda Reiten 教授及びミズーラ郡公立学校区特殊サービス部長 (Director of Special Services) の Katherine (Candy) Lubansky 氏の助力を得た。ここに記して感謝申し上げる。

本研究は、2004-2005年に筆者が大学間交流協定校であるモンタナ大学 (University of Montana) に派遣されたことにより可能になった。両大学の関係諸氏にこの場を借りて感謝申し上げる。

注

- 1) 比率過大あるいは比率過小であるかどうかは、算定式により危険率 (risk ratio) を算出することで判定される。
- 2) 特殊教育教員の指示により教育の補佐的業務を行う教育補助員を指す。雇用形態は時間給で給与が支払われるパート勤務であるが、健康保険に加入できるという特典がある。学歴はモンタナ州では高等学校卒業以上であることが求められる。モンタナ州内の都市のひとつ、ミズーラ市のミズーラ郡公立学校区 (Missoula County Public Schools) では、2004-2005年度にプレスクールから高等学校まであわせた全特殊教育プログラムに携わる教員は78人、パラエドクターは107人であった。筆者による数校の学校訪問時には、諸業務に追われる教員に代わってパラエドクターが生徒と常に関わっている様子が観察された。
- 3) モンタナ大学ウェスタン分校の特殊教育教員養成担当教員への面談から、「個別教育計画 (Individualized Educational Program: IEP) その他の書類作成やミーティングに多くの時間を費やさざるを得ず、教員としての本来の業務である生徒の教育に十分な時間がとれない現状に失望して退職する教員もいる。」というコメントを得た。

文 献

- Children's Defense Fund (2000) Yearbook 2000: the state of America's children. Children's Defense Fund. Washington, DC.
- Council for Exceptional Children (2005) Resources on "Highly Qualified": requirements for special educators.
- 河相善雄(2005)California州における特殊教育に関する

- 一考察. 日本特殊教育学会第43回大会発表論文集, 761.
- McCulloch, L. (2004) Special education annual report to the Montana board of public education, July 2004. Office of Public Instruction. Helena, Montana.
- Montana Office of Public Instruction (2004) The Child Study Team: a special educator's guide to the child study team process. Division of Special Education, Office of Public Instruction. Helena, Montana.
- Montana Office of Public Instruction (2005) Annual performance report for part B under the Individuals with Disabilities Education Act (IDEA) for grant year July 1, 2003 – June 30, 2004. Division of Special Education, Office of Public Instruction. Helena, Montana.
- Turnbull, R., Turnbull, A. Shank, M. and Smith, S. J. (2004) Exceptional lives : special education in today's schools (fourth edition). Pearson Education, Inc., New Jersey.
- U. S. Department of Education (2005) Twenty-fifth Annual Report to Congress on the implementation of the Individuals with Disabilities Education Act. Washington D. C..
- 吉利宗久・ジャクリン・フィリップス (2003) アメリカ合衆国における障害児の支援システムとインクルージョンーハワイ州の取り組みを中心に. 障害者問題研究, 31, 1, 73-80.